

Q & A

このQ & Aは、平成27年年度介護報酬改定に関するQ & A（平成27年4月1日厚生労働省老健局老人保健課・高齢者支援課・振興課発事務連絡（介護保険最新情報vol.454））及び「東京都における指定通所介護事業所等における宿泊サービスの基準及び届出・公表制度」について【Q & A】（平成27年6月東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）に準じて作成しております。

○届出について

問 通所介護事業所で宿泊サービスを提供する場合の届出について

答 指定権者である東京都へ届け出てください。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shukuhaku/index.html)

問 基準を満たさないと届出はできないのか。

答 基準を満たさなくても届け出ることができますが、宿泊サービスを提供する事業者は当該基準を遵守し、適合に向けた改善が求められます。

○総則について

問 日中に当該事業所を利用していない者が、宿泊サービスのみ利用することは可能か。

答 利用することは想定されていません。【基準第1の2(6)】

問 宿泊サービスの利用で想定されるケースとは。

答 利用者の心身の状況や家族の疾病・冠婚葬祭・出張等の理由により、緊急時又は短期的な利用に限ります。【基準第1の3】

問 長期宿泊者への対応は。

答 宿泊サービスは緊急時又は短期的な利用に限定しており、長期の宿泊は想定していないことから、基準に適合するよう宿泊サービス事業者は居宅介護支援事業所等と十分に連携を図り対応にあたる必要があります。なお、利用者の心身・環境の状況等やむを得ない事情により長期の宿泊が想定される場合は、居宅介護支援事業所、調布市等と密接に連携を図ったうえで、サービスの提供・検討（サービスの変更含む）をお願いします。【基準第1の3・4】

○人員に関する基準

問 宿直勤務者の配置は可能か。

答 過去の行政通達・判例等から「宿直」とは、所定労働時間外における勤務の一態様であって、本来の業務は処理せず、状態としてほとんど労働する必要のない勤務態様と解されています。

そのため、宿泊サービス事業所において行われる宿泊サービスの提供自体が本来の業務であり、「宿直」には該当しないため、宿直勤務者を宿泊サービス事業所の従業員に含めることはできません。

※夜勤・宿直勤務等について疑問がある場合は、労働基準監督署にお問い合わせください。

問 提供内容に応じた必要数とは。

答 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの適正な提供はもとより、緊急時の適切な対応や安全面に考慮した運営が必要となります。そのため、朝食、夕食、就寝や起床時等の繁忙時間帯においては、事業所ごとの実状に応じて必要人数を算出・配置してください。なお、宿泊室を複数フロアに設ける場合は、宿泊サービス提供時間帯を通じて複数従業者を配置するなどの配慮が必要です。【基準第2の1(1)】

問 介護等に対する知識及び経験を有する者とは。

答 東京都介護職員初任者研修の修了者とみなされる者を想定しています。
【基準第2の1(2)】
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/koza/syoninsyakensyu/kankeikitei.files/yo-ko-.pdf>)

問 責任者の業務・役割は。

答 日中の事業との情報連携や、従業者の管理、宿泊サービス事業の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握又はその内容に関与すること等の業務を行うものです。【基準第2の2】

○設備に関する基準

問 日中の業務で届け出ていない部屋や建物等を使った宿泊サービスの提供は可能か。

答 日中業務で利用する設備以外での宿泊サービスの提供は認められません。【第1の1(3)】

参考

平成27年年度介護報酬改定に関するQ & A (介護保険最新情報vol.454)

問66 宿泊サービスの届出要件として、「指定通所介護事業所の設備を利用し」とあるが、指定通所介護事業所として届け出ている食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室以外の部屋や隣接する建物等で宿泊サービスを提供する場合の扱いはどうなるのか。

回答 指定通所介護事業所の設備を利用して提供する宿泊サービスについては、届出の対象とするが、指定通所介護事業所の設備を利用しないものについては対象としない。また、食堂などの一部設備を共用するが、宿泊に関しては指定通所介護事業所等以外で実施する場合は対象とならない。

なお、高齢者を入居させ、「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービスを供与する場合には、有料老人ホームに該当し、老人福祉法上の届出を行うことが必要となることに留意されたい。

問 宿泊室に含められる諸室とは。

答 個室及び宿泊室としてプライバシーが確保されたスペースであること。ただし、台所、廊下(通路含む)、玄関ホール、脱衣所等の居室以外の場所は含みません。【第3の2(①)】

問 アコーディオンカーテンでの仕切りは可能か。

答 パーテーションや家具などと同様にプライバシーが確保される場合は、宿泊室として取り扱って差し支えないと考えます。【第3の2(①)】

問 必要な消火設備とは。

答 避難が困難な要介護者が利用する宿泊サービス事業所は，消防法施行令別表第1(6)項口に該当し，防災クロス・カーテン等，消火器具，スプリンクラー，自動火災報知設備，火災報知設備，誘導灯等の設備が必要です。【第3の2(②)】

なお，設置基準・免除等に係る具体的事柄・詳細については，最寄りの消防機関に相談してください。

○運営に関する基準

問 宿泊サービス計画に位置付けるべき内容とは。

答 宿泊サービスは，指定通所介護サービス等に引き続き提供されるものであり，計画に位置付けられる内容として，サービス提供上の留意事項や宿泊サービスの提供に必要な排泄，食事等の介助，その他日常生活上の世話に係るサービス提供等が考えられます。【第1の4】

問 非常災害時の対応に係る計画は，指定通所介護事業所等のためのものと別途作成する必要があるか。

答 宿泊サービスは，指定通所介護等と別のサービスになるため，改めて必要となります。利用者に宿泊サービス時の対応を理解していただき，同意を得る必要があります。

問 緊急時の対応，衛生管理等，秘密保持等，苦情処理，事故発生時の対応に関する措置（マニュアルの作成）については，個別に作成する必要があるか。また，指定通所介護事業所等と別に作成する必要があるか。

答 それぞれの事態に対応した連絡・連携・行動について求められます。有事に円滑に対応するための備えとして，個別のマニュアルや手順書等の整備が求められます。

なお，宿泊サービスと指定通所介護等では，提供時間帯や人員等の条件が大きく異なるため，事業所ごとの実態に即して作成してください。

問 介護保険外の宿泊サービス利用中の事故においても，市や居宅介護支援事業所へ連絡する必要があるか。

答 宿泊サービスは，居宅介護支援事業者との連携により提供されるべきものであり，また，宿泊サービス事業者は市の調査等に協力することが求められます。そのため，事故発生時は速やかに市，利用者家族，居宅介護支援事業者に連絡し，必要な措置を講じてください。【第4の19】

なお，宿泊サービスの事故発生時の対応は，「調布市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例」第59条の18第4項等に規定されており，適切な対応がない場合は指定地域密着型通所介護等としての条例違反となりますのでご注意ください。